

現場代理人の常駐義務の緩和に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八千代市建設工事請負契約約款第11条第4項の規定により、発注者が現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認め、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる措置について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 八千代市が発注する工事で、次の要件を全て満たす場合には、工事現場における常駐義務を緩和し、現場代理人1人につき3件までその職務を兼務させることができる。

- (1) 兼務する全ての工事が、八千代市、国又は他の地方公共団体が発注する工事（ただし、国又は他の地方公共団体の発注者から現場代理人の兼務に関して承諾が得られている場合に限る。）であること。
- (2) 兼務する全ての工事の請負代金の額が、4,000万円未満（建築一式工事にあつては8,000万円未満）であること。
- (3) 兼務する全ての工事の現場が、八千代市又は八千代市と隣接する市町村にあること。ただし、八千代市と隣接する市町村にある場合、八千代市が発注する工事の現場との距離が概ね10キロメートル以内にあること。
- (4) 仕様書等において兼務を禁じていないこと。

(現場代理人兼務届等)

第3条 現場代理人の兼務を行う場合は、受注者が兼務を希望する全ての工事の工事所管課の長に対し現場代理人兼務届（第1号様式）を提出するものとする。

- 2 兼務している工事のいずれかが竣工した場合等、現場代理人の兼務の必要がなくなったときは、契約継続中の工事所管課の長に対し現場代理人兼務解除届（第2号様式）を提出するものとする。
- 3 設計変更により請負代金の額が、4,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円以上）となった場合等、兼務しているいずれかの工事

において現場代理人を兼務するための要件を満たさなくなったときは、当該工事の現場代理人を変更することとし、当該工事の工事担当課の長に対し八千代市建設工事適正化指導要領に定める変更通知書（第10号様式）（以下「変更通知書」という。）を提出するとともに、他の兼務している工事の工事担当課の長に対し現場代理人兼務解除届（第2号様式）を提出するものとする。

- 4 病気・死亡・退職等特別な事由により現場代理人を変更する場合において、別の者が引き続き現場代理人を兼務するときは、兼務している全ての工事の工事所管課の長に対し変更通知書及び現場代理人兼務届（第1号様式）を提出するものとする。
- 5 病気・死亡・退職等特別な事由により現場代理人を変更する場合において、新しく現場代理人となるものが兼務を行わないときは、兼務している全ての工事の工事所管課の長に対し変更通知書を提出するものとし、現場代理人兼務解除届（第2号様式）の提出は要さない。
- 6 前各項の規定にかかわらず、兼務する国又は他の地方公共団体への兼務の届出は、その国又は他の地方公共団体の定めるところによるものとする。

（調査）

第4条 工事所管課の長は、現場代理人の兼務状況について、必要な事項を適宜調査することができる。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月14日から施行し、改正後の第2条及び第3条の改正は、平成29年4月27日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

現場代理人兼務届

年 月 日

（宛先） 八千代市長

所 在

受注者 商号又は
名 称
代表者氏名

次のとおり、現場代理人の常駐義務の緩和に関する事務取扱要領第3条により、現場代理人を兼務することとしましたので届け出ます。

なお、下記工事の契約に関し、現場代理人の常駐義務の緩和に関する事務取扱要領に定められた事項について全て満たしていることを誓約するとともに、当該工事の現場代理人の兼務に関する違反の事実が明らかになった場合には、契約解除等の措置をされても異議を申し立てません。

現場代理人氏名					
兼務を希望する工事	1 件 目	発注機関		工事担当部署 連絡先	TEL
		工事名			
		契約金額		工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
		履行場所	2件目との概算距離 km 3件目との概算距離 km		
	2 件 目	発注機関		工事担当部署 連絡先	TEL
		工事名			
		契約金額		工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
		履行場所	1件目との概算距離 km 3件目との概算距離 km		
	3 件 目	発注機関		工事担当部署 連絡先	TEL
		工事名			
		契約金額		工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
		履行場所	1件目との概算距離 km 2件目との概算距離 km		

備考 この様式によりがたいものにあつては、この様式に準じて作成することができる。

兼務する工事の現場が八千代市と隣接する市町村にある場合、八千代市が発注する工事の現場との概算距離を記載すること。

現場代理人兼務解除届

年 月 日

（宛先） 八千代市長

所 在 _____
 受 注 者 商 号 又 は _____
 名 称 _____
 代 表 者 氏 名 _____

次のとおり、現場代理人の常駐義務の緩和に関する事務取扱要領第3条により、現場代理人の兼務を解除することとしましたので届け出ます。

現場代理人氏名					
現在兼務している工事	1 件 目	発 注 機 関		工事担当部署 連絡先	TEL
		工 事 名			
		契 約 金 額		工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
	2 件 目	発 注 機 関		工事担当部署 連絡先	TEL
		工 事 名			
		契 約 金 額		工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
	3 件 目	発 注 機 関		工事担当部署 連絡先	TEL
		工 事 名			
		契 約 金 額		工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
兼務を解除する工事名					
兼務を解除する理由 (該当する番号に○をし、 その他の場合は理由を具体的 に記入すること)		1.工事が竣工したこと等により兼務の必要がなくなったため 2.請負金額の変更等により兼務の要件を満たさなくなったため 3.その他 (_____)			

備考 この様式によりがたいものにあつては、この様式に準じて作成することができる。